

第19回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年10月31日（木）18:55～19:17

2. 場所：合同庁舎4号館2階220会議室

○司会 それでは、大変お待たせいたしました。

規制改革会議の模様につきまして、岡議長から御説明いたします。

質疑応答はまとめてお願いいたします。

それでは、議長、よろしくお願ひいたします。

○岡議長 皆さん、大分お待たせして申しわけございません。

本日、第19回規制改革会議を開催し、一般用医薬品のインターネットの販売について、議論をいたしました。

厚労省から局長はじめ3名に来ていただき、局長からの御説明の後、質疑応答を行った上で、さらに会議メンバーで議論をしたということでございます。

結論を先に申し上げますと、今、皆さんのお手元に配付しておりますが、私どもの意見をこのような形で取りまとめまして、厚労省に提出したいと考えております。

このテーマについては、これまで何度か皆様とお話をする機会がありましたので、皆さんにも御理解いただいていると思っておりますけれども、私ども規制改革会議といたしましては、「安全性を確保した上で」ということで、安全性を大変重要視していることを、まず強調したいと思っております。その上で、対面販売とインターネット販売における合理的な理由なき差別はすべきではないということが私どもの一貫した主張であります。

したがって、特に今ホットなテーマになっております28品目につきまして、安全性確保のために何か追加のルールが必要であるならば、それはやられたらよろしいのではないですか。ただ、それも対面販売とインターネット販売で、合理的な理由がない限りは、差をつけることなくやっていただくべきである。このような考え方を今日再確認したということでございます。それを文章にしたものがお手元にあるものでございます。

この中で、追加的に触れていることは、厚労省の方で立ち上げたいろいろな会議の報告書などを見る限りにおいては、必ずしもインターネットでの販売をやめるべきだということには言われていない。要するに、販売方法については、安全性を考えて慎重に検討すべきだという趣旨のことは言われているわけですが、インターネットがだめだということにはなっていないわけでありまして。しかし、皆さん方の報道が情報源ですが、最近このテーマについて私も拝見しておりますが、どうもインターネット販売はだめみたいな報道が多いものですから、今日、改めてこのような形で会議をもって、その辺の確認もしながら、私どもの意見を取りまとめたということでありまして。決して、私どもは安全性をない

がしろにするという考えは全くない。これは初めからございません。

今日の議論の中で、インターネット販売について、もう少し正しく理解してもらう必要があるのではないかということから「インターネット販売の特性について」というペーパーを配付させていただきました。これは、ある委員から提出されたペーパーでございます。この内容についての説明もありました。これは、インターネットによる販売が対面販売よりもすぐれているということを行っているのではなくて、このような特性を正しく認識をした上で、対面販売とインターネット販売についての議論をしていただきたいけれども、どうもインターネットの特性を十分御理解していただいているのではないかとこの観点から提出され、厚労省の方々に対しても説明していただいたものでございます。皆さん方は当然わかっていると思いますが、このようなペーパーが出たということでもありますので御参考までに配付させていただきました。

結論的には、28品目が他の一般の薬と比較して、やはりまだまだ注意しなければいけない部分があるのであれば、そのところはしっかりと議論をしていただいて、そのための販売方法を含めて、きちんとルールづくりをしてもらうべきではないのかということもこのペーパーに書いてあるとおりであります。ただし、繰り返しになりますが、合理的な理由なくして、対面販売とインターネット販売の差別をすることはおかしいですねということです。そういうことで、今日の議論が行われたということでもあります。

この28品目が他の薬と違うという前提で考えた場合に、きちんと検証すべきであるという御意見もございました。そのためには、実際に販売しなければ検証のしようがないわけですし、その検証をどのような形でするのかもきちんと決めなければ検証できないわけです。したがって、検証することは大いに結構である。私どものペーパーにあります、新たなルール、追加のルールにそのような検証という考え方も入れ込んで対応してもらったらよろしいのではないかとこの形で、会議全体としてまとめましたので、それもあわせて御報告しておきます。

私からの御報告はとりあえずそういう形で、あとは皆さんの御質問があればお答えしたいと思います。いかがでしょうか。

○司会 それでは、質問等がございましたら、挙手をしてお願いいたします。

○岡議長 どうぞ。

○記者 来週にも閣議決定するのではないかととも言われていますけれども、改めて、規制改革会議として意見を三度目ですか、表明されましたが、この意見がちゃんと反映されずに閣議決定なされた場合は、どう受けとめというか、どうされますか。その辺を聞かせていただいてもいいですか。

○岡議長 私どもが今日また改めて出した意見が取り入れられると期待しております。

どうぞ。

○記者 今日は大臣も厚労省に説明を求めるとおっしゃっていたのですが、規制の

内容について明確な説明は厚労省から、新たな規制案については説明があったのでしょうか。

○岡議長 厚労省からは一生懸命説明していただいたと受けとめています。相当いろいろなやりとりがありました。ただ、委員の多くの方、あるいは会議としては、本日の厚労省の説明には納得できなかったことから、このような意見を出すことになったと御理解いただきたいと思います。

どうぞ。

○記者 法案についてですけれども、今日の意見でも、さらにグループを再開して、至急検討すべきだということで、少し時間はかかるのかなと思うのです。そうした場合、例えば今、今回の改正薬事法はネットだけではなくて、規制改革会議が求めてきた医療機器の関連の承認を早くするですとか、いろいろな規制改革の緩和の部分も含まれている法案で、本来なら、もっと早く成立していいものだと思うのですが、その場合に、例えば切り離して、ネットを除いた分だけの法案は出して、ネットのは後でみたいなのも考えられるのでしょうか。

○岡議長 それは私が考えることではありません。私ども会議の立場からすれば、今、何もルールのない状態をこのままにしておくこと自体も好ましいことではないですから、今日出したこの意見の考え方を採用して、一日も早く進めてくださいということです。

○滝本室長 別の法律ですよ。継続審査になっています。薬事法で1つの法律ではないです。

○記者 失礼いたしました。

○岡議長 これも急いでほしいですけれどもね。

どうぞ。

○記者 2点あるのですけれども、1つ最初に確認させてください。

規制改革としての意見というのは、劇薬5品目に関しても含めて、改めて全面解禁ということをお願いしているのか。まず、そこを確認させてください。

○岡議長 私どもの意見は23プラス5品目、28品目全てを対象として、合理的な理由なく、対面販売とインターネット販売で差をつけることはやるべきではないということを行っているわけです。全面解禁するかしないかは政府が決めることですが、全面解禁するとき、インターネットだけはだめですよ。対面販売だけは認めますよということに対しては、私たちは賛成できませんと申し上げている。そういうことでよろしいですか。

○記者 あともう一点、今日のやりとりの中で、この間の最高裁に関する憲法の解釈みたいなところでやりとりがまず、あったのかどうかということなのですけれども、今、厚労省が考えている規制を仮にした場合に、楽天の三木谷さんなどは、改めて訴訟を起こすという話をしていますが、その辺を規制改革会議としては、この問題を仮に規制した場合、司法としての判断をどう解釈できるのか、考えていらっしゃるのか教えてください。

○岡議長 やりとりという意味では、最高裁判決に対して、厚労省からの見解は特になかったと思いますが、会議側からは、大臣を含めて、最高裁の判決との絡みにおいて、いわゆる職業選択、営業活動の自由を奪うことになっていることを含めて、やはり差をつけることは問題だという、最高裁判決をリファーした形での発言はありました。

○記者 「インターネット販売の特性について」というペーパーですけれども、「特性」という題名で、ネット販売のメリットのようなものをまとめてあると思うのですが、逆に、規制を考える上で、ネット販売ならではの留意点といいますか、規制があるべきポイントはどのように考えていらっしゃるかということをお聞きしたいです。

○岡議長 今日はそういう議論は会議のメンバーからはなかったのですが、厚労省とのやりとりの中で、対面販売におけるフェース・トゥ・フェースで顔色がどうだとかという部分はインターネット販売ではカバーできませんねという発言が厚労省側からありました。それは言いかえれば、対面との比較において、インターネットではカバーし切れない部分の具体例だと思います。厚労省からはその点をかなり重視した発言がございました。それ以外は特になかったですね。

○記者 フェース・トゥ・フェースという部分は、これまでも議論の中でもかなり出てきた点だと思うのですが、今日は、委員からそれに対する反論のようなものは出なかったのですか。

○岡議長 反論というよりも、確かにフェース・トゥ・フェースで実際に会うという点是对面のほうがいいということは、何も薬に限らず何でもそうだと思うのですが、ただ、そういう部分はあるかもしれないけれども、インターネットの特性を含めてトータルで評価したら、いい面もかなりあるではないですかと。だから、その一点が問題だからといって、インターネットを全てだめとする結論は、ちょっとそこが飛んでいますねと。インターネット販売の問題点というのだったら、その理由をきちんと説明してくださいということに対して、今言った「顔色が」という部分以外には、余り説得力のある説明がいただけなかったと思います。

○滝本室長 ちょっと補足させていただきますと、顔色が見えないからというのは、厚労省が言ったのですが、私どもの専門委員の1人は、そういうことは、薬を売るときにどういうことに気をつけないといけないかというのはわかっていると。それは、仮に相手に自覚がなくても、自覚を呼び起こすような質問を濃密にすることによって、ネットであるから顔色がわからないから売れないと、そういうことでは決してないという反論が専門委員のほうからございました。

○岡議長 よろしいですか。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 よろしいですか。

どうぞ。

○記者 このお話は、空中戦になり過ぎていて、ちょっとわかりづらくなってしまっている点もあると思いますので、具体で伺えないかなと思って、いわゆる劇薬の部分ですね。そこをネットと対面で差別するという案に関して、議長として、または会議として、どんなやり方であったとしても、ネットは禁止というのはだめなのだという形のお考えなのか、それともきちんとした理屈付けがあるのだったら、それぐらいだったら除いてもいいのかなという思いなのか、そこの点を伺えますか。

○岡議長 「劇薬に対して」と限定した言い方がいいか別にして、私どもは一貫して、「合理的な理由があれば」と言っているわけです。「合理的な理由があれば」と。ですから、もしも、これは対面販売だけこの条件で販売することはオーケーだけれども、インターネット販売の場合にはだめですよというアイデアを出すのであれば、なぜだめだということについての合理的な説明をしていただく必要がありますと、我々は以前から言っているし、今日も申し上げているわけです。ですから、具体例として、例えば劇薬5品目について、こういう理由があるから、当面、対面に絞りますよ、こういう理由があるからということを出していただいて、それを私どもが納得できる合理的な説明があれば、かたくなに、無条件で、何があっても対面とインターネットを同列にしろと申し上げているわけではないですから、そこのところの説明が、残念ながら今日の会議でも、委員の皆さんが納得するような説明がいただけなかったということです。

○記者 もう一点、確認で、厚労省から、今日、出ていないとは思うのですが、具体的にここの部分を、例えばこの劇薬はこうしまして、他のものに関してはこうしましてとか、そういう話は一切なかったことになるのでしょうか。多少なりとも方向感を示したのでしょうか。もし方向感を示しているのだったら、教えてください。

○岡議長 今日の段階ではございません。今日の厚労省の御説明は、彼らのところでやった検討会議の報告書に基づいて、自分たちとしてはこういう方向で考えているというところにとどまっていますから、例えば劇薬だけを外して、23品目はどうのこうのという話はございません。

○記者 曲がりなりにも、規制改革会議は政府の直結の政権直結の会議ではないですか。それに対して厚労省が、正直、いろいろなところで、空中戦で情報が漏れている中で、規制改革会議に何も具体論を示さないというのは、議長としてどうお考えですか。さっき、誠意ある対応とおっしゃられていましたが、私はそうは思えないのですが。

○岡議長 今日はヒアリングを行うという趣旨で厚労省に来ていただきましたから、私どもの委員がいろいろな意見を言いました。それを集約するとこのペーパーになったわけです。ですから、これを厚労省がどう受けとめて、どういう対応をするか期待を込めて待っているということです。

○記者 手続的なことで恐縮ですが、この意見は、今日の会議の現場で厚労省に渡したのでしょうか。あるいは会議終了後に事務的に届けるということでしょうか。

○岡議長 厚労省とのやりとりを終えて、厚労省がお帰りになった後に、会議のメンバーで議論をした結果、これができ上がりましたので、会議でお渡しすることはできておりません。これからお渡しすることになります。

○記者 今日中に渡せるのですか。

○滝本室長 もちろんです。

○記者 閣議決定の前にこの答えは当然持ってくるべきと議長は思われますね。宿題というか、答えを出してください、合理的な理由を持ってきなさいという話だったので。

○岡議長 当然ですね。私どもとしては、閣議決定前に何らかの回答をいただけることを求めたいと思います。

○司会 他にございますでしょうか。

特にないようでしたら、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。